

第 188 回 民事法研究会

金沢大学法学類・人間社会環境研究科共催

日 時：2014 年 1 月 10 日(金) 14:45～16:15
場 所：金沢大学角間北地区
 人社 2 号館(法経棟)3 階 第 1 会議室
使用言語：日本語

「台湾における生活妨害の民事的救済」

講師：陳光岳副教授(国立政治大学法学院)

台湾民法の債権編においてはかつて、人格権が侵害された場合の慰謝料としての賠償は法律に明文の規定がある場合に限るとされていた。このため、日常生活で発生する騒音、悪臭、光線等による侵害(生活妨害)に対しては差し止めを請求できるが、それらにともなう精神的苦痛に対する慰謝料の請求はできなかった。

しかし、1999 年の民法改正に際して、既に列挙されていた人格権保護の規定の他に、「人格法益」保護という概括的な規定が追加された。さらに、権利意識の高まりから「生活妨害」に関する訴訟は日増しに増加しており、裁判では追加された規定に依拠して慰謝料の請求が認められるようになった。

本報告では、改正前後の法規定の差異と、「生活妨害」紛争を解決するための法律構成(人格権保護と相隣関係の二元的体系)を説明し、実務の事例内容を分析し、紛争類型と法適用の際に考慮すべき要素を解明する。

講師略歴：陳 光岳 氏

国立政治大学法学院法律学系卒業、東京大学大学院法学政治学研究科博士前期課程、同博士後期課程修了(1997 年)、博士(法学)。行政院消費者保護委員会特約研究員(1997 年)、国立政治大学法律学系助理教授(1997 年-2001 年)を経て、現在、国立政治大学法律学系副教授。専門分野は民法・消費者保護法。

問い合わせ先：足立英彦(金沢大学法学類) hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp

* 申込不要 特に法学類生の参加を歓迎します

